

# ◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

## 「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

### ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

### 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りです。）

### 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

### 助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

### 助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

# 特例コースの活用

## ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出  
（締切は令和4年7月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。  
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

## 助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



【参考】

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## 特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

### デリバリーサービスを拡大

A 生産性向上等に役立つ設備投資等

飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入

B 関連する経費

これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施

成果

配達効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上

### サテライトオフィスを設置

サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入

テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備

オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

## お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

福岡働き方改革支援センター

電話番号：0800-888-1699（受付時間 平日 9:00～17:00）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



## 概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		
					【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

# 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）
  - ◆ 福岡働き方改革支援センター 電話：0800-888-1699（受付時間 平日 9:00～17:00）
- ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。  
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～ 業務改善助成金の活用事例 ～

**事例1** デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

**課題と対応**  
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

**実施概要**  
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

**実施結果**  
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

**成果**  
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

**事例7** 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

**課題と対応**  
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

**実施概要**  
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用できるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

**実施結果**  
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

**成果**  
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

設備投資をお考えなら 是非！

# 業務改善助成金 説明会

ご参加ください！！

福岡県と福岡労働局は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金説明会を開催します。

参加  
無料

対象  
県内企業・事業所  
(中小企業事業者対象)

各回定員 20名  
※個別相談会は先着6名

要申込

テーマ	開催日	内容	場所
業務改善助成金 を活用しよう！	6月 1日 (水)		小倉総合庁舎
	6月17日 (金)	14:00~15:00 業務改善助成金の説明	久留米総合庁舎
	7月15日 (金)	15:05~16:05 社会保険労務士による個別相談会 (希望する方のみ)	飯塚総合庁舎
	7月27日 (水)		福岡西総合庁舎
	8月10日 (水)	【対象事業場】 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の 差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	小倉総合庁舎
	8月25日 (木)		久留米総合庁舎
	9月 2日 (金)		福岡西総合庁舎
	9月 8日 (木)		飯塚総合庁舎

※会場の詳細は県ホームページ（ご確認ください）。

※上記説明会のほか、県では社会保険労務士による個別相談会を実施しています。詳細は労働政策課までお問い合わせください。

## お申し込み方法 ※要事前申込（申込は各日程の平日3日前まで）

### ①福岡県ホームページでのお申し込み

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koyoukankeizyoseikin.html>



### ②電話での申し込み

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 TEL: 092-643-3587

福岡県 雇用関係助成金 説明会



## お問合せ先

### ○説明会に関すること

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 TEL: 092-643-3587 FAX: 092-643-3588

### ○雇用関係助成金の制度、支給要件等に関すること

福岡労働局雇用環境・均等部企画課（業務改善助成金）

TEL: 092-411-4717 FAX: 092-411-4895

# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金



## 概要

※申請期限: 令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人(※1)	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人(※1)	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人(※1)	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件: 事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## お問い合わせ先

- ◆ 業務改善助成金コールセンター 電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)
- ◆ 福岡働き方改革支援センター 電話番号 0800-888-1699 (受付時間 平日9:00~17:00)

# STOP! 転倒災害

## FUKUOKA 2022

【取組期間 令和4年6月～令和5年2月】

### 1 転倒災害の種類

転倒災害は、大きく「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3つに分けられます。



### 2 転倒災害の発生状況(福岡県)

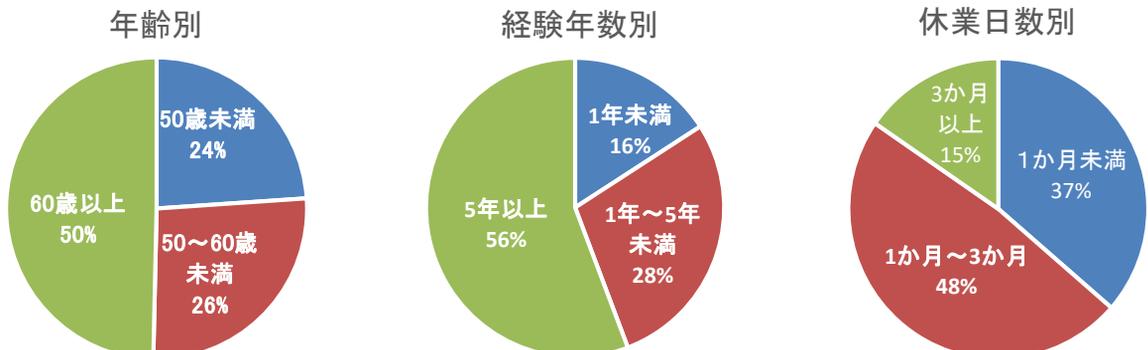
令和3年における転倒災害の発生件数は1,555件と、前年と比較して235件(17.8%)増加しています。また、転倒災害は2年連続で増加しており、全労働災害の2割強を占めています。



資料:労働者死傷病報告(H28～R3)

### 3 転倒災害の特徴

60歳以上の高齢者の比率が50%を占めており、経験年数が5年以上の労働者が被災する割合も半数を超えています。また、被災者の6割強が1か月以上の休業を余儀なくされています。



資料:労働者死傷病報告(R3)

## 4 具体的な取り組み

### (1) 毎月転倒の危険をチェックしましょう

- ・ 毎月1～7日に転倒予防のための点検を行いましょう。
- ・ 転倒予防の点検に合わせて、ヒヤリハット事例の収集も行いましょう。
- ・ ヒヤリハット事例についてはリスクアセスメントを実施し、これに基づく対策を講じましょう。
- ・ 点検は以下の項目を参照し、職場の作業環境に合ったチェックリストを作成し点検しましょう。

セーフティチェック項目		✓
1	通路、階段、出入口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつ、サイズが合うものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

### (2) 転倒災害の危険箇所には表示を行いましょう

- ・ 職場の中で、転倒災害が発生する危険がある箇所にはステッカーの貼り付けなどにより、危険を可視化(＝見える化)し、注意を喚起しましょう。



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意

### (3) 転倒災害に関する教育を実施しましょう

- ・ 転倒災害を防止するために、労働者に安全教育を実施しましょう。資料や教材については、厚生労働省HPの「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。



## 5 高年齢者の安全衛生対策

転倒災害は高年齢者に多く発生していることから、これらの方々に対する対策も重要です。高年齢者の安全衛生対策については、厚生労働省HPをご覧ください。



# STOP!

# 熱中症

令和4年5月～9月



## クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図りましょう —



職場における熱中症で亡くなる人は、平成24年から令和3年までの10年間、全国で200人以上にのぼり、毎年400人以上が4日以上仕事を休んでいます。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間令和4年4月、重点取組期間令和4年7月）



「熱中症」とは高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害を総称した疾病で、重篤な場合死に至る恐ろしい疾病です。

## 福岡県下の熱中症の発生状況の推移（平成24年～令和3年）

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年(元年)	2年	3年
17 (1)	35 (1)	9	13 (1)	30 (2)	42	64	30 (1)	27 (1)	15 (0)

熱中症による休業4日以上死傷者数（人）の推移 ※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

熱中症を防ぐには、自分の体調を管理することはもちろんのこと、働く環境がどういう状態なのかを確認する必要があります、その環境に順化することが重要です。

環境の確認に有効な手段が暑さ指数（WBGT値）の活用です。

WBGT値を計算するのは大変ですが、WBGT測定器を使うと簡単に暑さ指数を計測できます。

## WBGT測定器を活用して熱中症を予防しましょう！



測定器は（JIS B 7922）に適合したものを準備しましょう。

※WBGT値は毎日環境省が、

「環境省熱中症予防情報サイト」の中で（WBGT）暑さ指数を公表しています。詳しくは、<http://www.wbgt.env.go.jp/> を参照ください。

※WBGT値はあくまで働く環境の状態を示すものです、労働者自身の体調は熱中症の発症に大きくかかわってきます。

深酒や睡眠不足を避け、体調不良の時は躊躇せず、上司や同僚に報告しておきましょう。

重要

### 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない



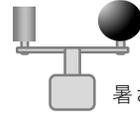
休憩！

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

## ☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		<p><b>休憩！</b></p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、暑さ指数に応じて <b>作業の中止</b> 、 <b>こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### ☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**



事業主各位

大牟田労働基準監督署

### 賃金引上げに向けた取組について

- 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会の合意（※）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、政府一体となって取組を開始することとされました。
- 政府としては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行っており、労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。
- つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合っていたくなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

（※）「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」  
詳細については、こちらのQRコードのリンク先の別紙2をご覧ください。

（URL）[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/partnership\\_torikumi\\_set.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf)



各省庁における取組については、こちらをご参照ください。

（URL）[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/partnership/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html)

